

010000

委託契約書

支出負担行為担当官 文部科学省生涯学習政策局長 河村 潤子（以下「甲」という。）と株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田 裕一（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

(1) 委託業務名「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」

委託業務の内容及び経費（別添）事業計画書のとおり。ただし、第8条によった計画変更承認申請書承認後は計画変更承認申請書のとおりとする。

委託期間 契約締結日から平成28年3月15日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要綱等及び事業計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、8,044,355円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を（別添）事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された事業計画書等に、再委託に関する事

のとする。

委託に (委託費の支払)

- 委託の 第14条 甲は、第12条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。
- 項を記 2 委託費の支払いは、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。
- 負うも 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 求めた 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。
- の内容 認を受

(過払金の返還)

- 経費の 第15条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第12条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。
- く。) 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

置を明

(著作権、特許権、実用新案権、意匠権等の帰属)

- 第16条 本事業の実施に伴い発生した著作権、特許権、実用新案権、意匠権等は、甲に帰属させるものとする。ただし、特段の事情があり、甲が認めた場合にはこの限りではない。

(個人情報の取扱い)

- 受けた 第17条 乙は、甲から委託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 内又は 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 容及び (1) 甲から預託された個人情報を第三者(再委託する場合における再委託事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 費の額 3 乙は、甲から預託された個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 定する 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。
- とす 5 乙は、甲から預託された個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託された個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発

(談合等不正行為に係る違約金等)

第25条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙はこの契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(秘密の保持等)

第35条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年8月17日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当
文部科学省生涯学習政策局長
河村 潤

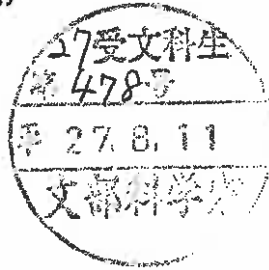


(乙) 東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー
株式会社博報堂
代表取締役社長

戸田 裕



(様式1-1) (用紙寸法は、日本工業規格A列4とする。)



平成27年7月31日

文部科学省生涯学習政策局長 殿

所在地 〒107-6322
東京都港区赤坂五丁目3番1号
団体等名 株式会社 博報堂
代表者職名 代表取締役社長
氏名 戸田 裕一

「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（学校を核とした地域力強化プラン）」
について事業計画書及び経費計画書を提出いたします。

委託事業実施に係る経費総額

8,044,355 円

内訳

(1) 実証研究に必要な経費

円

(2) 再委託に必要な経費

円

○事務担当者連絡先

担当者氏名

所属

住所

〒107-6322

東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー

電話

F A X

E-mail

(様式1-2) (用紙寸法は、日本工業規格A列4とする。)

事業計画書

1. 事業の委託期間

委託を受けた日から平成28年3月15日まで

2. 選択テーマ

※以下の三つのテーマのうち、該当するテーマに○を付ける(複数不可)。

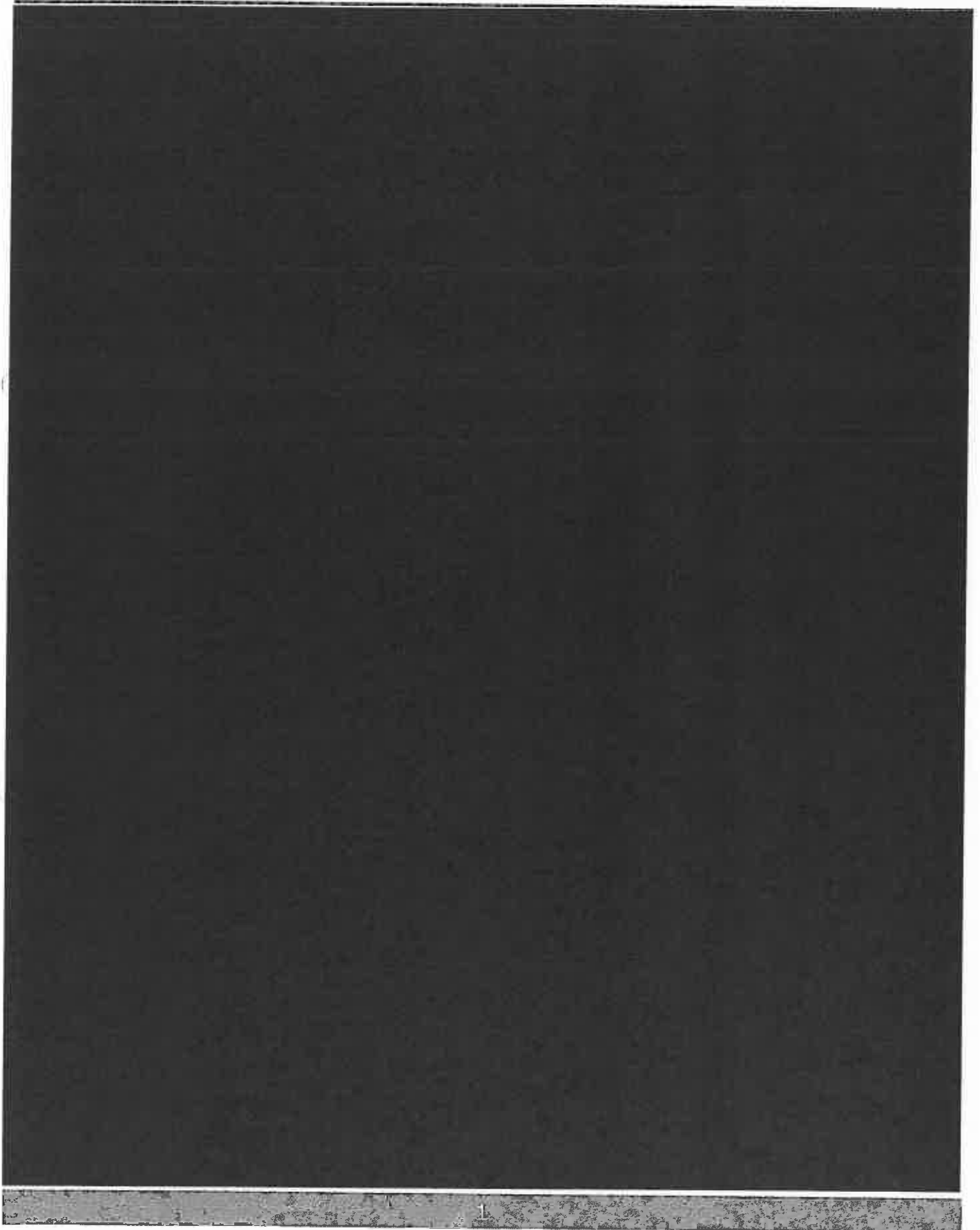
テーマ	該当
学校と地域・企業・団体等が連携した効果的な学習プログラムの開発	
広報手法の開発	○
「土曜学習フェスタ」(仮称)の開催を通じた普及啓発	

3. 実証研究実施組織の構成

氏名	所属・役職等	備考欄

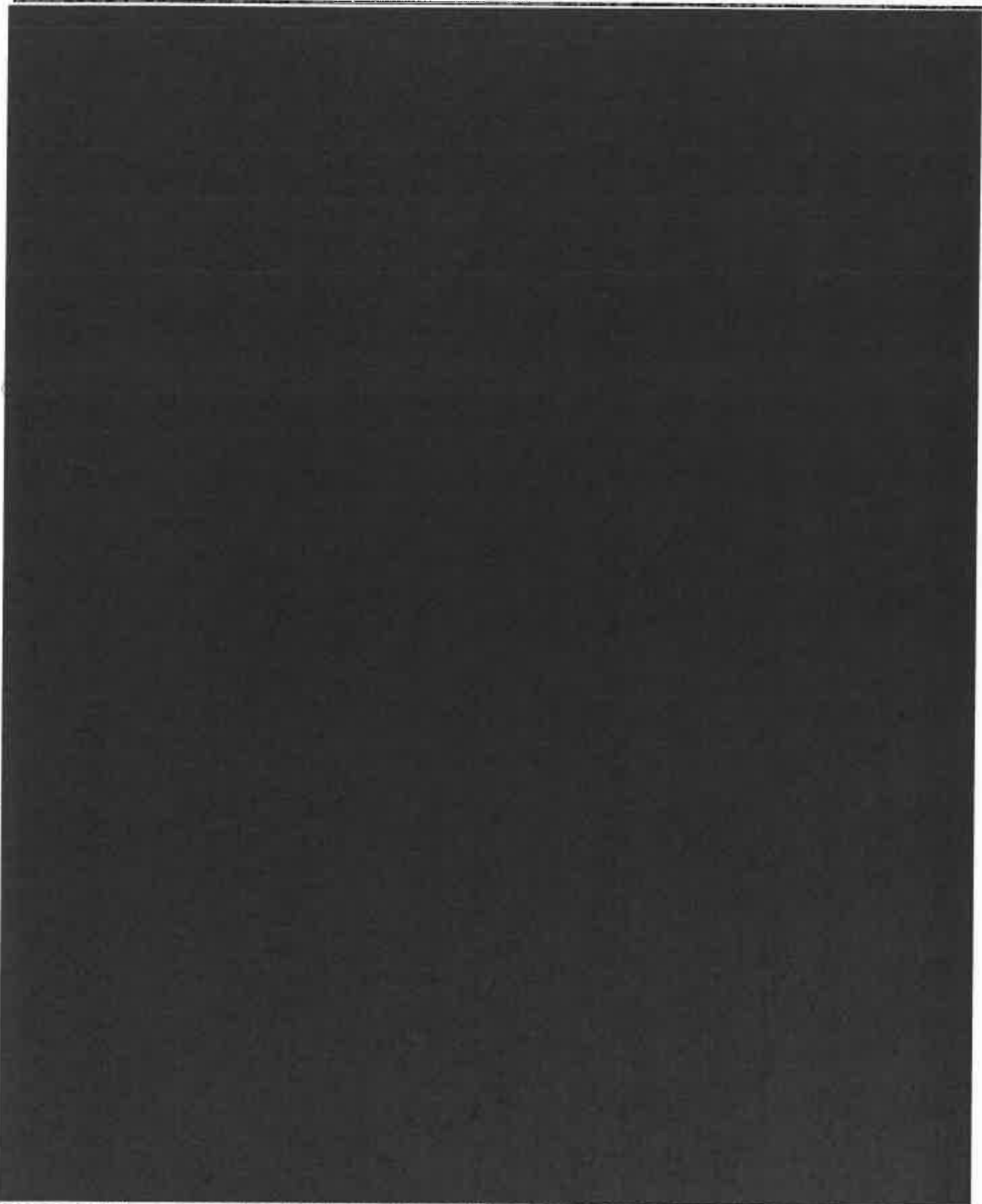
4. 事業の実施体制

4. 事業の実施体制



5. 過去の同種事業の実績

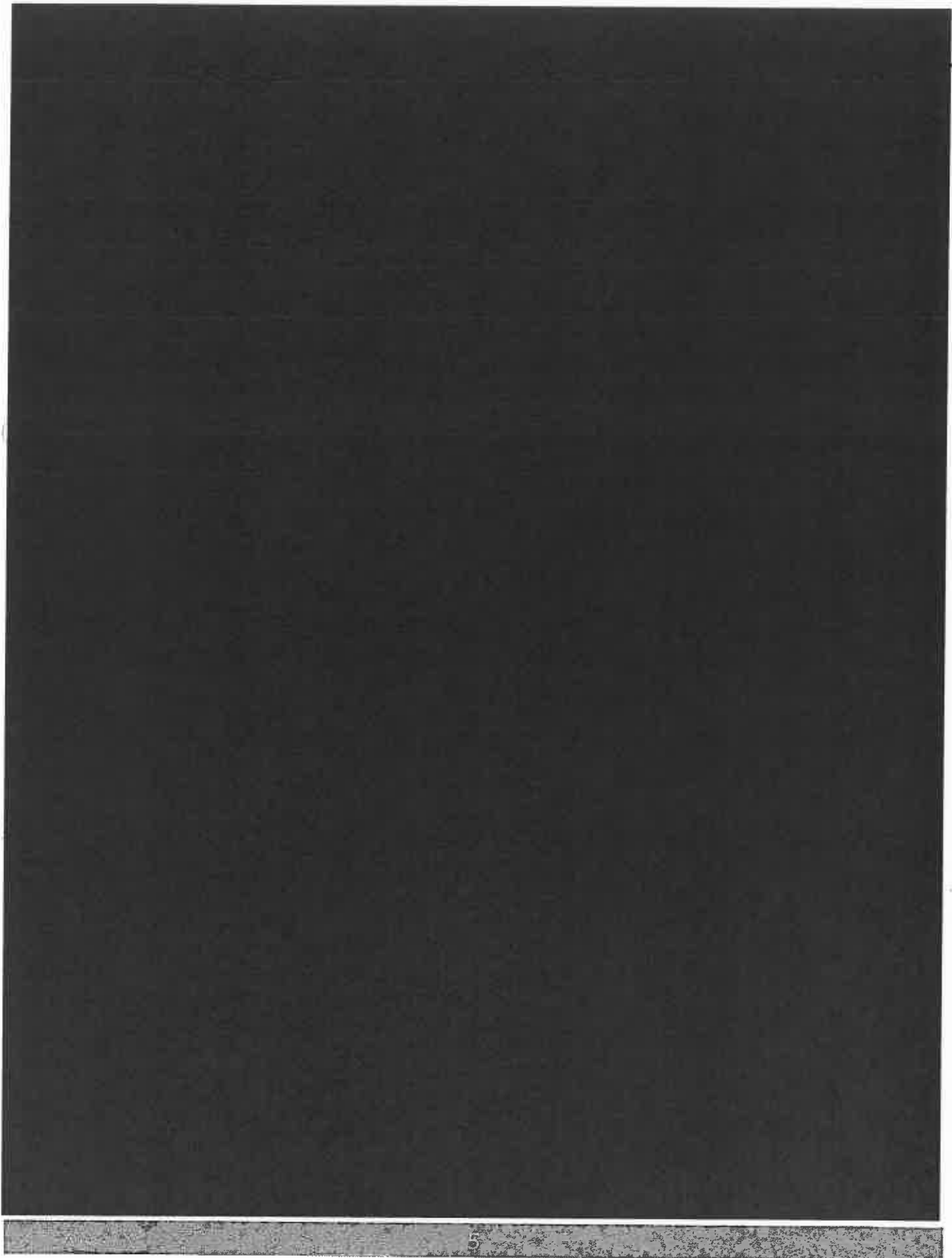
5. 過去の同種事業の実績

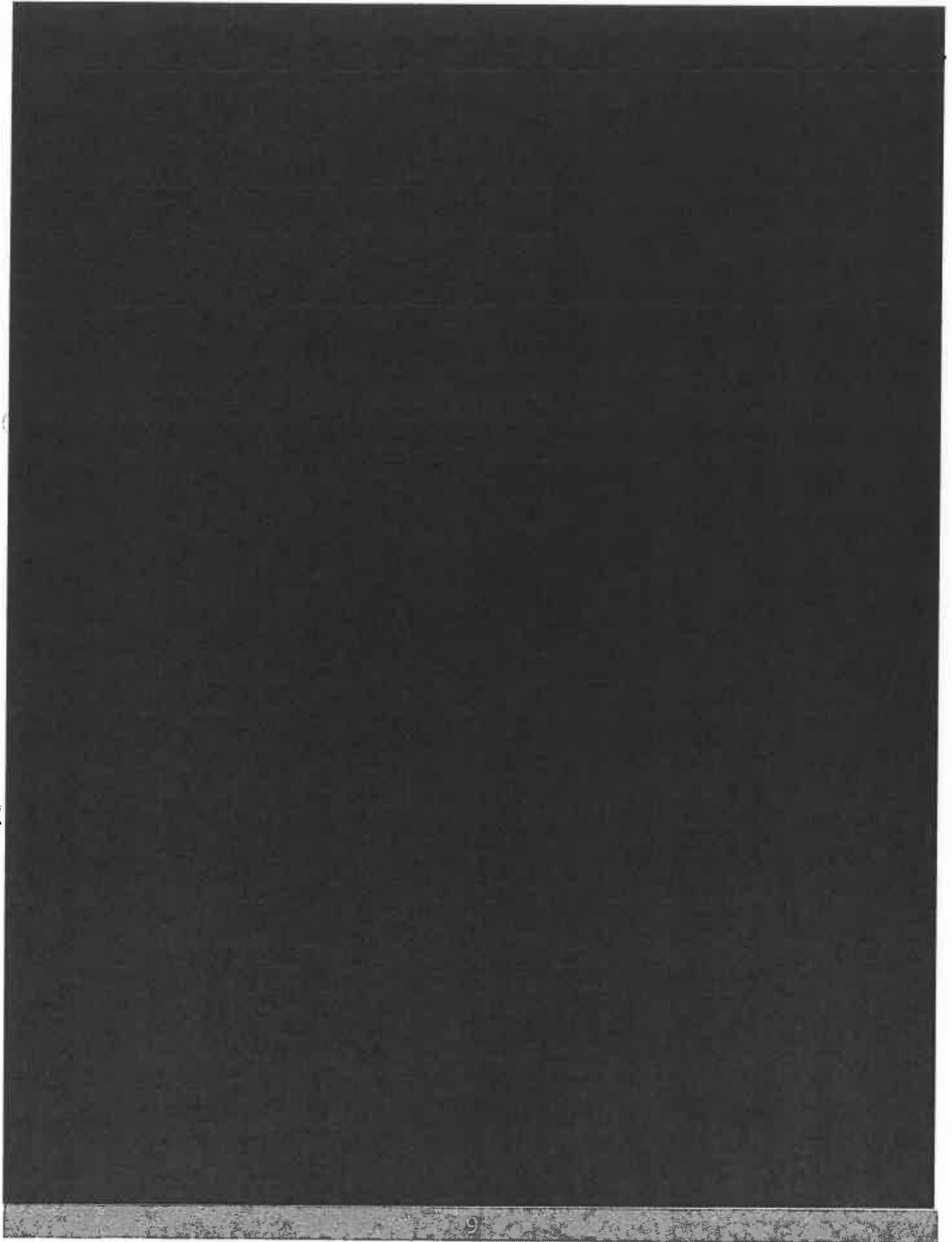


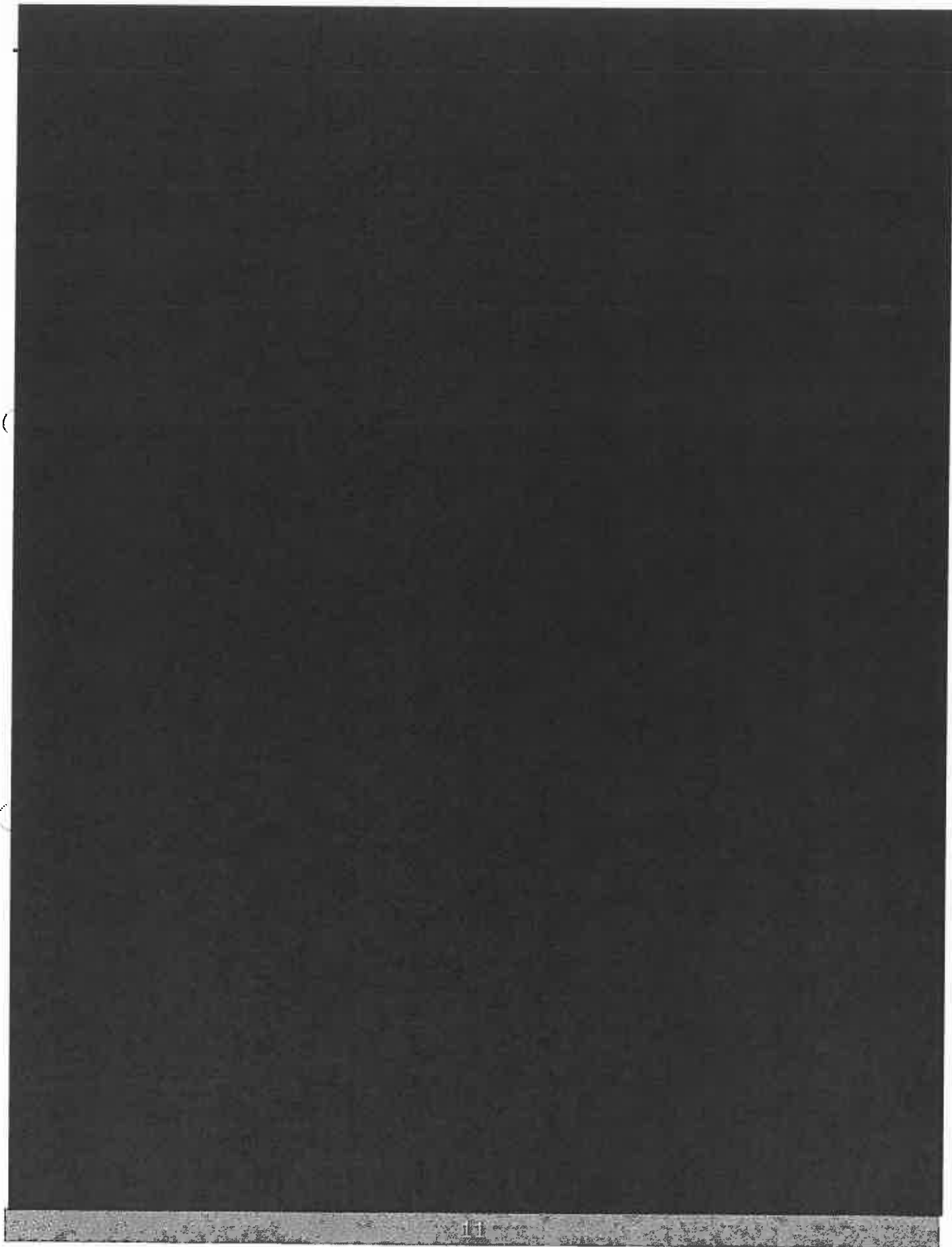
○

6. 実証研究の実施内容及び実施方法等

○





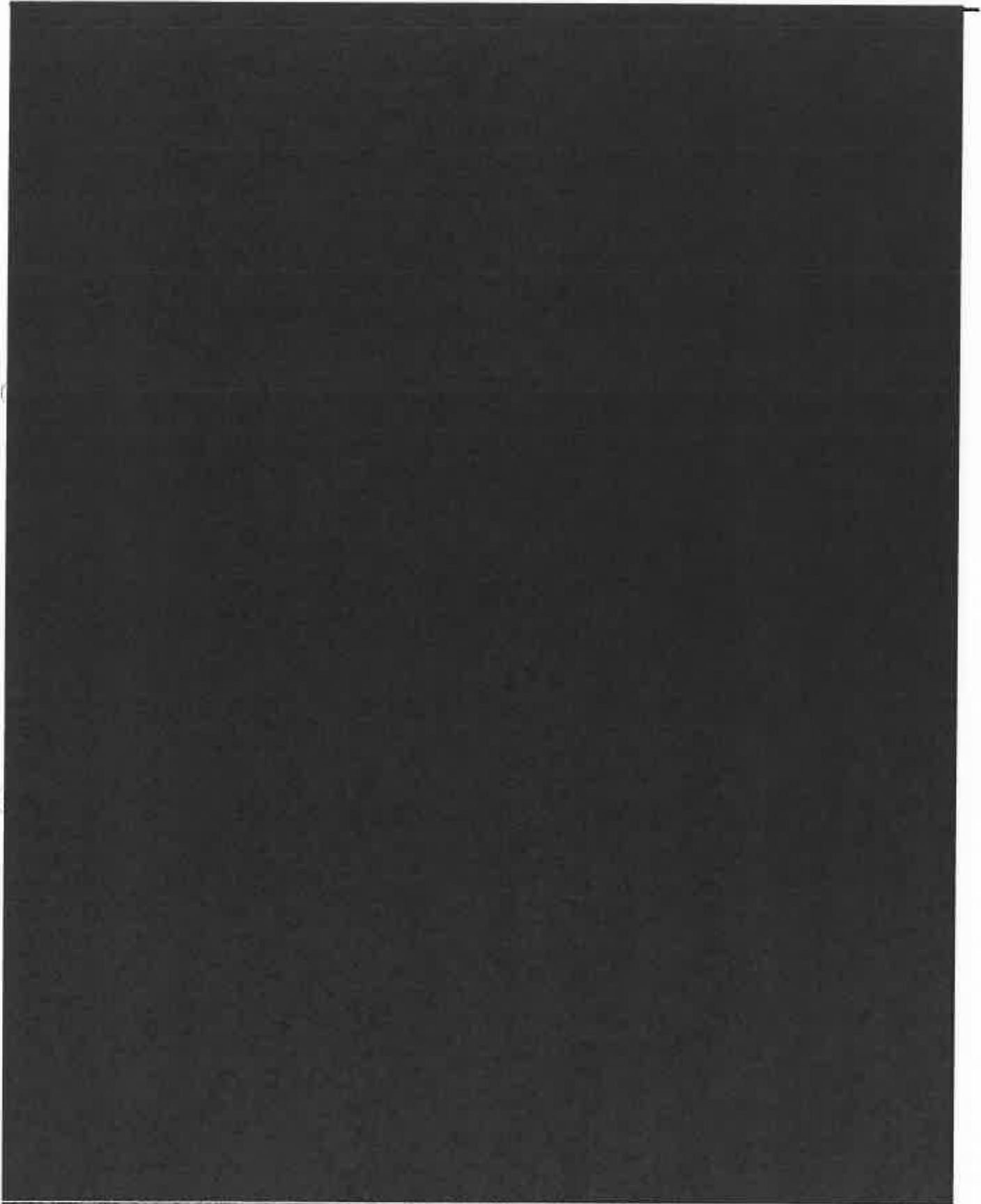




7. 実施により得られることが見込まれる成果・効果



実施により得られることが見込まれる成果・効果





8. 実証研究のスケジュール



(様式1-3)(用紙寸法は、日本工業規格A列4とする。)

経費計画書

支出項目	内 訳			
	計画額小計	摘 要	積 算	金 額
諸謝金				円
人件費				円
旅 費				円
消耗品費				円
印刷製本費				円
通信運搬費				円
会 費				円
借 損 料				円
貸 金				円
保 険 料				円
雑 役 務 費				円
消 費 税 相 当 額				円
一般管理費				円
再委託費		(再委託にかかる経費を記入する。)		円
合計	8,044,355			円

(様式2-1) (用紙寸法は、日本工業規格A列4とする。)

再委託に関する事項

団体等名	
------	--

1. 再委託先の所在地等について

※再委託先が複数ある場合には、全ての再委託先に関する必要事項を記入すること。

	再委託先名	代表者名	代表者職名	再委託先実行委員会の所在地	再委託金額
1					円
2				〒	円
3				〒	円
4				〒	円
5				〒	円
合計					円

2. 再委託を行う業務の範囲

--

3. 再委託の必要性

--

請 求 書

平成28年4月11日

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所 東京都港区赤坂五丁目3番1号
名称及び 株式会社 博報堂
代表者名 代表取締役社長 戸田裕

請求額 金 8,044,355 円也

平成27年8月17日付け27受文科生第331号で委託を受けた、平成27年度「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（学校を核とした地域力強化プラン）」について、平成28年4月7日付け28文科生第44号により、額の確定通知があったので、委託契約書第15条第2項の規定により委託費の精算払を請求します。

取引銀行

支店名

預金種別

口座番号

口座名義(カナ)

口座名義(漢字)

※(カナ)には(漢字)のフリガナではなく通帳に記載してあるカナ文字のみ記入してください。